

【3月16日発生福島県沖地震関係】角田市からのお知らせ（第2号）

令和4年4月1日

①罹災証明書・被災届出証明の受付について

〔※どちらが必要になるか、提出先等にご確認ください。〕

◆罹災証明書（お問合せ 税務課：63-2114）

「住家」の被害程度の判定を行い証明するものです。

※主な用途：損害保険の給付請求、金融機関への融資申込、「災害ごみの受け入れ」や「仙南クリーンセンター・仙南リサイクルセンターに災害ごみを持ちこむ場合」

申請の受付

- 受付期間 3月17日（木）から当分の間（土・日曜日、祝日を除く）
- 受付時間 午前9時から午後5時まで
- 受付場所 角田市役所 東庁舎1階 市民ホール（場所が変更になる場合もあります。）

申請時に用意するもの

- 被害状況がわかる写真（スマートフォン等で撮影したものでかまいません。）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- 代理人が行う場合、委任状

証明書の発行

受付後、住家の被害状況の現地調査があります。被害程度の判定を行い郵送により発行いたします。

◆被災届出証明（お問合せ 市民課：63-2116）

「物置」「倉庫」「事務所」「工場」「車庫」等の住家以外の建物、「家財」「事務機器」「ブロック塀」等に被害があったことを証明するものです。

※主な用途：損害保険の給付請求、金融機関への融資申込、「災害ごみの受け入れ」や「仙南クリーンセンター・仙南リサイクルセンターに災害ごみを持ちこむ場合」

申請の受付

- 受付期間 3月17日（木）から当分の間（土・日曜日、祝日を除く）
- 受付時間 午前9時から午後5時まで
- 受付場所 角田市役所 東庁舎1階 市民ホール（場所が変更になる場合もあります。）

申請時に用意するもの

- 被害状況がわかる写真（スマートフォン等で撮影したものでかまいません。）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- 代理人が行う場合、委任状

証明書の発行

写真を確認し、即時発行します。

②水道料金・下水道（農集排）使用料の減免について

◆今回の地震で給水装置が損傷したことにより宅内漏水または断水した方のうち、下記(1)、(2)に該当する場合、水道料金・下水道（農集排）使用料を減免します。（原則、漏水箇所の修理を行った場合）（お問合せ 上下水道事業所 63-0135）

(1)直近3ヶ月の平均水量を超える水量分を減免

（5月請求分(3月検針が地震後の方は4月請求分も対象)）

(2)5日間以上断水した場合は、その期間により基本料金を減免（5月請求分）

- 申請受付：4月13日（水）から上下水道事業所窓口（平日の午前9時から午後5時まで）
- 必要書類：修理箇所及び修理日が分かる書類（修繕証明書、領収書や請求書の写し等）
4月検針の「上下水道（農集排）使用量のお知らせ（検針票）」

③災害ごみの処理について

◆災害ごみ仮置場について（お問合せ 生活環境課：63-2118）

災害ごみ仮置場を開設していますので、分別のうえ、出してください。

(1)開設期間：4月7日（木）まで延長します。

受け入れごみ：コンクリート破片、木くず、瓦、石膏ボード、金属くず、ガラスや食器等

【4月8日（金）から4月23日（土）までは閉鎖します。】

(2)開設期間：4月24日（日）から4月30日（土）まで

受け入れごみ：コンクリート破片、瓦、石膏ボードに限ります。ご注意ください。

○開催時間：午前9時から午後4時まで（土・日曜日、祝日含む）

○開設場所：角田中央公園（Kスポ）東側駐車場（枝野字青木地内）

○持ち物：罹災証明書（原本）または被災届出証明（原本）

○注意事項

- ・搬入の際は災害ごみ仮置場にいる係員の指示にしたがってください。
- ・災害に関係のない家庭から出たごみは持ち込まないでください。（係員が確認します。）
- ・指定ごみ袋に入るものは、指定された収集日に、お近くのごみ集積所へ出していただくようお願いいたします。
- ・屋根瓦やブロック塀を業者が解体した場合、または予定している場合は、受け入れできませんので、業者へ処分を依頼してください。
- ・事業所で発生した災害ごみは、事業用ごみとなるため対象外です。

◆災害ごみの持ち込みについて

もやせるごみは仙南クリーンセンターに、もやせないごみは仙南リサイクルセンターに直接搬入することができます。「罹災証明書（原本）」または「被災届出証明（原本）」及び「身分証明書」の提示があった場合のみ無料となります。（代理人に依頼する場合は、代理人の身分証明書が必要です。）

○受付期間：5月20日（金）まで延長します。

（月～金曜日（祝日含む）、第3日曜日）

○受付時間：午前8時30分から午後4時30分まで

○搬入場所：【もやせるごみ】 仙南クリーンセンター（角田市毛萱字西ノ入 43-11）

電話：0224-65-3000

【もやせないごみ】 仙南リサイクルセンター（蔵王町大字平沢字新並 124-104）

電話：0224-33-2225

※施設で処理できないものがありますので、詳しくは各施設にお問合せ下さい。

④住宅の応急修理について

◆被災した住宅について、日常生活に必要な最小限の部分を業者に委託して応急修理を行います。

（お問合せ 建築住宅課：63-0138）

<対象となる世帯>

罹災証明書で住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊のいずれかの被害判定を受けた世帯（全壊の判定でも応急修理を行うことで住むことが可能となれば対象となります。また、一部損壊は対象外となります。）

※中規模半壊、半壊及び準半壊は、自らの資力で応急修理を行うことができない方が対象です。

※被災箇所・修理箇所が分かる写真が必要です。必ず撮影してください。また、プリントしたものを添付していただきます。

※市に申込前に工事を依頼している場合でも、工事業者に料金の支払い前であれば応急修理の対象にできる場合がありますので早めにご相談ください。

※その他詳細及び必要書類はホームページをご覧ください。直接、ご相談ください。

<限度額> ①全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 1世帯当たり 595,000円以内

②準半壊 1世帯当たり 300,000円以内

<申請受付> 受付開始 4月4日（月）から（土・日曜日、祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後4時30分まで

受付場所 建築住宅課（東庁舎2階）